

菊陽北小学校 いじめ防止基本方針

令和3年度改訂

はじめに

「いじめはどの学校においても、どの児童にも起こり得ること、状況によっては、生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ること」を十分に認識し、学校の教育活動全体に渡って、いじめを許さない学級・学校づくりを行うとともに、いじめを把握した場合には、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢で、その解消に向けて最優先に取り組む。

この「菊陽北小学校いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法および熊本県いじめ防止基本方針をもとに作成され、本校の教職員がどのようにいじめの防止・早期発見・早期対応等を行うかという基本的な方針を定めたものである。

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを、児童が十分に理解できるように、学校教育のあらゆる機会を捉えて指導する。

さらに、いじめの防止対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、町、学校、家庭、地域住民その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行う。

学校は、国、県や町の基本方針に即して、いじめの問題への対策を学校総体として進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等に積極的に取り組む。

本校は、以上のことを踏まえていじめ防止等に対応し、「いじめゼロの学校」ではなく、「いじめの見逃しゼロの学校」を目指す。

2 いじめの定義

— 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。[いじめ防止対策推進法 第二条より抜粋]

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極め判断する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

この際、いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定

する場合があるなど、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。これらの場合でも情報集約担当者へ情報提供を行う。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめ・不登校対策委員会および情報集約担当者

(i) 目的

学校総体でいじめ・不登校の重大事案に対応し、いじめ・不登校の未然防止、発生時における対応策及び再発防止策について協議する。

(ii) 構成員

校長、教頭、生徒指導担当者、当該児童担任、関係児童担任、人権教育担当、養護教諭
※必要に応じて、SSW、SC、警察、町相談員、療育相談員、町福祉課担当者、町子育て支援課担当者、県福祉課相談員、児童相談所相談員等を含め、柔軟に構成する。

(iii) 実施回数

月1回 ※重大事案発生時は臨時で実施

(iv) 情報集約担当者

教頭、生徒指導担当

(2) いじめの防止

(i) 学級担任等

- ① 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との支持的雰囲気学級全体に醸成する。
- ② はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする傍観者もいじめを肯定していることを理解させる。いじめを抑止する仲裁する力だけでなく、いじめを先生に伝えられる力、いじめられた児童に「わたしは味方だよ」と寄り添える力、いじめの場面を転換できる力を育てる。
- ③ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

- ④ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(ii) 養護教諭

- ① 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(iii) 生徒指導担当者

- ① いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ② 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

(iv) 管理職

- ① 児童集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との支持的雰囲気为学校全体に醸成する。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ③ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ④ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）。
- ⑤ 児童生徒が気軽に相談できる児童生徒主体の委員会等を設置するなど、児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努める。

(3) いじめの認知・早期発見

(i) 学級担任等

- ① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ② 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ③ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

(ii) 養護教諭

- ① 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

(iii) 生徒指導担当者

- ① 生活アンケートを年三回（7月、10月、2月）、心のアンケートを年一回（12月）の定期的なアンケート調査を行う。アンケートを踏まえ、児童から聞き取る個別の教育相談を年四回実施する。7月に全児童、10月、12月、2月に必要な児童を対象とする。
- ② 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知を行う。
- ③ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

(iv) 管理職

- ① 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ② 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(4) 重大事態

重大事態とは、

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。[いじめ防止対策推進法 第二十八条より抜粋]

のどちらかに該当する事態のことを指す。

重大事態が発見された場合は、その事態に対処し同種の事態の発生を防止するため、速やかにいじめ・不登校対策委員会を招集し、質問票の使用その他の適切な方法によりその重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。次に、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 早期対応

(i) 情報を集める

① 学級担任等、養護教諭

○いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。

○児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

○発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

○その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

○いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

② 留意点

ア 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。

イ その際、得られた情報は確実に記録に残す。

ウ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

エ 因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(ii) 指導・支援体制を組む

① 組織

○正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む

(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当者、管理職などで役割を分担)

ア いじめられた児童や、いじめた児童への対応

イ その保護者への対応

ウ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等

② 留意点

○ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。

○児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

○現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(iii) 児童への指導・支援を行う

① いじめられた児童に対応する教員

○いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

○いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

○いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。

② いじめた児童に対応する教員

○いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

○必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

○いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。

○いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

○不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの確に発散できる力を育む。

③ 学級担任

○学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

○はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

○いじめを見ていた児童に対しても、いじめを傍観することがいじめを助長させる環境を作ると伝え、いじめを止めさせることはできなくても、先生や大人に知らせる勇気をもつよ

う伝える。

④ 組織

○状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

○指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(iv) 保護者と連携する

① 学級担任だけでなく、管理職、学年主任、養護教諭等を含む複数で対応する。

○家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

○いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

○事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(6) 情報共有と組織対応

(i) 情報共有の手段

直接顔を合わせる会議に限らず、電話、FAX、オンライン会議、各種ICT機器等を柔軟に活用し、確実に記録を残して情報共有の手段をとる。

(ii) 情報共有すべき内容

いじめ被害の報告があった日時、被害を訴えた児童、訴えるいじめの内容、いじめが起きた日時、いじめが起きた具体的な場所、その場にいた児童、いじめを行った児童、いじめ前後の状況、いじめの被害にあった児童の家庭環境や特性などの特記すべき事項。

(iii) 情報共有の留意点

いじめの情報共有は、気付きを共有して、早期対応と再発防止につなげることを目的として行うこと。個々の責任追求のために行うものではない。

(iv) 組織的対応

事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。

(7) いじめの解消

「いじめが解消」しているとは、次の二つの要件が満たされている状態を指す。

①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。「相当の期間」とは少なくとも

3ヶ月間を目安とする。

②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(8) 取組の評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、「早期発見・事案対処マニュアル」の実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

4 教育相談体制

学校は心のアンケートや生活アンケート等での定期的な調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む。その際、児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

5 生徒指導体制

児童がいじめを防止しいじめを発生させない風土を作るために、教職員は児童の成長発達を支援していく働きかけを日常的に行う。特に以下の3点に留意する。

- ・児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる居場所作りの推進し提供する。
- ・児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、互いを認め合い「絆」を紡げるよう支援する。
- ・他人の役に立った、他人に喜んでもらった等の体験を積み重ね、人から認められたという自己有用感を育成する。

6 校内研修等

生徒指導やいじめの防止、いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等の内容を、年に数回確認する。外部講師を招聘する等、柔軟で効果的な研修方法を図る。